

■令和6年度 保険料/月額

組合員		
事業主		
医療給付分・後期高齢者支援金分	保険料	
年齢区分※注1	個人事業所 ※注2	法人事業所
65歳以上 (昭和34年4月1日以前生まれの方)	26,200円	26,400円
55歳～64歳 (昭和34年4月2日～昭和44年4月1日生まれの方)	26,100円	26,300円
45歳～54歳 (昭和44年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方)	26,000円	26,200円
35歳～44歳 (昭和54年4月2日～平成元年4月1日生まれの方)	25,900円	26,100円
35歳未満 (平成元年4月2日以降生まれの方)	25,800円	26,000円
従業員		
医療給付分・後期高齢者支援金分	保険料	
年齢区分※注1		
55歳以上 (昭和44年4月1日以前生まれの方)	21,700円	
45歳～54歳 (昭和44年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方)	21,600円	
35歳～44歳 (昭和54年4月2日～平成元年4月1日生まれの方)	21,500円	
25歳～34歳 (平成元年4月2日～平成11年4月1日生まれの方)	21,400円	
20歳～24歳 (平成11年4月2日～平成16年4月1日生まれの方)	14,300円	
20歳未満 (平成16年4月2日以降生まれの方)	8,300円	
家族		
6,400円		

介護保険料（40歳以上64歳以下）※注4	一律4,200円
後期高齢者組合員（75歳以上の組合員）	一律 500円

上記金額には後期高齢者支援金分保険料が一律3,200円含まれています。

注1 年齢区分は、4月1日現在の年齢に基づきます（年度内に年齢区分は変わりません）。

注2 常時従業員を5人以上使用している個人事業主は、法人事業所の金額です。

注3 家族5人目以降の保険料は無料です。ただし、介護保険料の4,200円は免除とはなりません。

注4 介護保険料は40歳到達月から65歳到達月の前月までです。到達月とは、誕生日の前日が属する月を指します。65歳以上の方は市区町村に納めます。

●保険料の納入方法

皆さんの保険料は、毎月28日（土日祝の場合は翌営業日）に事業主の指定振替口座から引き落とされます。事業主の方は保険料を振替日の前日までに口座へ入金してください。

●保険料が未納の場合は

督促状を送付します。その際、督促状1通につき、督促手数料200円が加算されます。

保険料を滞納すると規約により延滞金を徴収されることがあります。また、特別な事情が無いのに保険料を滞納している場合、保険証を返還していただきます。さらに組合から除名処分を受けることがあります。

板金パパ家族の場合 合計49,500円

<p>【板金パパ】 42歳 保険料 26,100円 (法人事業主)</p>	<p>【板金ママ】 38歳 6,400円</p>
<p>介護保険料 4,200円</p>	
<p>【板金エミ】 8歳 6,400円</p>	<p>【板金ユウタ】 6歳 6,400円</p>

